

# 令和8年度 前橋市不育症治療費助成事業のご案内

## 前年度からの主な変更点

住民要件を一部緩和しました	<p>以下のとおり、要件を一部緩和しました。</p> <p>●新（今年度の制度） 夫婦の両方又はいずれか一方が、令和8年1月1日から同年12月31日までの一部又は全部の期間において、前橋市民であったこと ※ただし、助成の対象治療期間は、「3助成対象の治療期間」に記載のとおりとなります。</p> <p>●旧（令和7年度までの制度） 夫婦の両方又はいずれか一方が令和6年12月31日以前かつ申請日の1年以上前から引き続き前橋市に住所を有していること</p> <p>詳細は「1助成を受けるための要件」を参照してください。</p>
転出者も申請できるようになりました	<p>以下のとおり、申請期限を一部緩和しました。</p> <p>●新（今年度の制度） 令和8年4月1日から令和9年2月26日までに、夫婦ともに本市の市民ではなくなった人は、<b>本市の市民ではなくなった日から起算して2か月以内又は令和9年2月26日のいずれか早い方まで</b>を期限として申請できます。なお、申請期限が土日祝日に該当する場合には、その翌日をもって期限とします。</p> <p>●旧（令和7年度までの制度） 令和7年4月1日以降申請期限までに、夫婦ともに本市の市民ではなくなった人は、転出前までに申請が必要（転出後は一切申請不可）。</p> <p>詳細は「5申請期限」を参照してください。</p>

## 1 助成を受けるための要件

- (1) 2回以上の流産又は死産の既往があるもしくは専門医に不育症と診断され、不育症の検査・治療を受けた法律上の婚姻関係にある夫婦（事実婚を含む）であること
- (2) 夫婦の両方又はいずれか一方が令和8年1月1日から同年12月31日までの一部又は全部の期間において、前橋市民であったこと
- (3) 医療保険各法における被保険者若しくは被扶養者又は医療扶助受給者であること
- (4) 申請日において市税の未納がないこと
- (5) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者ではないこと

## 2 助成対象となる検査・治療等

産婦人科及び泌尿器科の保険医療機関にて行った次に掲げる不育症検査・治療が対象です

### (1) 対象となる検査

- ・子宮形態検査 ・抗リン脂質抗体 ・夫婦染色体検査 ・内分泌検査
- ・流死産胎児絨毛染色体検査 ・血栓性素因関連検査 ・自己抗体検査 ・免疫学的検査
- ・その他（医師が必要と認めたもの）

### (2) 対象となる治療

- ・医師の処方による低用量アスピリンの内服 ・ヘパリンカルシウム自己注射（教育入院を含む）
- ・その他（医師が必要と認めたもの。治療の効果や副作用等を確認するための検査を含む。）

## ※対象外の検査及び治療

- ・「不育症管理に関する提言」にて非推奨に該当する検査及び治療
- ・教育入院時における差額ベッド代、食事代、処方箋によらない医薬品等の費用、交通費、出産費、文書料
- ・本市以外の地方公共団体から同様の助成金を受けている期間の費用
- ・妊婦健康診査の助成を受けた不育症検査及び治療費
- ・不妊治療の検査及び治療費
- ・本市に住所を有しない期間の検査及び治療費

## 【ご案内】先進医療不育症検査費用助成事業について

国の制度に基づき、先進医療に位置付けられた不育症検査の費用の一部を助成する事業です。詳しくは前橋市のホームページをご覧ください。

※先進医療不育症検査費用助成事業について  
ホームページはこちら →



## 3 助成対象の治療期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

※ただし助成対象は、この期間のうち、継続して前橋市民である期間の治療に限ります  
この期間内で複数回前橋市から転出している場合、申請の直前に前橋市民であった期間の治療に限ります。

## 4 助成内容・助成額

対象期間内に不育症治療・検査に要した医療費の自己負担額の2分の1以内とし、10万円を限度とします。（100円未満の端数は切り捨て）

※上限額に達するまで、同一年度内は複数回申請することができます。ただし、申請毎に添付書類を揃えていただく必要があります。

## 5 申請期限

(1) 申請日時時点で前橋市民である場合

**令和9年2月26日（金）**

(2) 前橋市から転出した場合①

**令和8年1月1日から同年3月31日まで**に、夫婦ともに本市の市民ではなくなった人（住民票上、他市区町村民になった人）は、**令和8年5月29日（金）**を期限として申請できます。

助成対象期間は、令和8年1月1日から同年3月31日までの**前橋市に住所を有していた期間**となります。

※【追加書類】本案内最終頁の全員必須書類に加え、**戸籍謄本、住民票**が必要です。

(3) 前橋市から転出した場合②

**令和8年4月1日から令和9年2月26日まで**に、夫婦ともに本市の市民ではなくなった人（住民票上、他市区町村民になった人）は、**申請者が本市の市民ではなくなった日から起算して2か月以内又は令和9年2月26日のいずれか早い方まで**を期限として申請できます。なお、申請期限が土日祝日に該当する場合には、その翌日をもって期限とします。

助成対象期間は、令和8年1月1日以降転出するまで、**前橋市に継続して住所を有していた期間**となります。

※【追加書類】本案内最終頁の全員必須書類に加え、**戸籍謄本、住民票**が必要です。

### 【(1)～(3)共通の留意事項】

- ・申請受付時、書類の簡易的な確認作業を行いますので、お時間に余裕をもってお越しください。
- ・例年、申請期限直前は窓口が大変混み合います。申請書類が揃った人は早めに申請してください。
- ・申請期限までにすべての書類が整わない場合、受理できません。早めの準備を推奨いたします。  
なお、医療機関が発行する受診証明書が申請期限に間に合わない場合であっても、受理できません。  
※医療機関が発行する受診証明書は、医療機関によっては2週間～1か月程度要することがあります。

<(3) 前橋市を転出した場合②の申請期限の例> ※ご不明な点はお問合せください

本市の市民ではなくなった日	期限	解説
2026/4/1	2026/6/1 (月)	4/1の応当日は6/1。その前日である5/31(日)が期限ですが <u>土日祝日</u> であるため、その翌日である6/1(月)が期限。
2026/4/28	2026/6/29 (月)	4/28の応当日は6/28。その前日である6/27(土)が期限ですが <u>土日祝日</u> であるため、その翌日である6/29(月)が期限。
2026/4/30	2026/6/29 (月)	4/30の応当日は6/30(火)。その前日である6/29(月)が期限。
2026/5/31	2026/7/30 (木)	5/31の応当日は7/31(金)。その前日である7/30(木)が期限。
2026/7/31	2026/9/29 (火)	7/31の応当日は9/30(水)、その前日である9/29(火)が期限。
2026/12/27以降	2026/2/26 (金) (最終期限)	12/27の応当日は2/27、12/28~12/31の応当日は全て2/28、1/1以降の応当日は3/1以降ですが、 <u>最終期限である2/26(金)が期限。</u>

## 6 申請方法

### (1) 窓口へ提出

提出場所：前橋市こども支援課（前橋市保健センター2階窓口）  
開庁時間：月曜～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝祭日・年末年始を除く）

### (2) 郵送で提出（※申請期限**必着**）

郵送先：〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17 前橋市こども支援課おやこ健康係 宛  
※差出人の住所氏名を必ずお書きください。

#### 郵送の場合の注意点

- ①書類に不備がある場合に追加で発生する郵送費も、**申請者負担**となります。  
※申請期限までにすべての書類がそろわない場合、受理できません。また、一度お預かりした書類は返却できません（原本とコピーをそろえてご提出いただいた場合の原本のみ返却可）。
- ②**レターバックでの郵送**をお願いします。  
※配達記録の残らない郵便物の不着事故等に関しては、責任を負いかねます  
※料金不足で到達したものは、一切受理いたしません。
- ③領収書の原本の返却を希望される場合は、原本とコピーをセットでご提出いただき、**必ず返信用のレターバックを同封してください。**

## 7 注意点

・申請期限後は、**一切申請を受け付けることができません**（期限までに、医療機関の証明書がそろわない場合や、その他不備を解消できない場合も同様です）。

・申請書類受付時、証明書と領収書の金額の照合は行いません。書類受付後審査の段階で、証明書の金額と領収書の金額の計が一致しない場合、**証明金額又は領収金額のうちいずれか低い金額**を助成対象額として扱います。例えば、証明書の金額に対して領収書の金額が不足している場合、不足分は助成対象外となりますのでご注意ください。

（不安のある人は、事前に、領収金額と証明金額が一致するか、ご自身で計算してきていただくことを推奨いたします。）

- ・領収書の原本がない場合、助成対象外となります。  
また、領収書の原本がある場合であっても明細書が不足している場合、助成対象外となります。  
**必ず、領収書（原本）と明細書をセットでお持ちください。**

## 8 問い合わせ先

前橋市こども未来部こども支援課おやこ健康係  
〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号  
前橋市保健センター2階  
電話 027-220-5704（直通）

※不育症治療費助成事業について、詳しくは、前橋市のホームページをご覧ください



## 9 申請に必要な書類（チェックリスト）

### (1) 全員必須

	提出書類	説明
1	前橋市不育症治療費助成金交付申請書 (様式第1号)	
2	前橋市不育症治療費助成事業受診等証明書 (様式第2号)	医療機関で記入  【留意事項】 ・不育症治療を行ったこと及び治療費用を証明するもので、 <b>医療機関へ記入を依頼</b> してください。 (作成に日数がかかる場合がありますので、医療機関にご確認ください。) ・院外処方がある方は、処方箋が発行された医療機関で、証明を受けてください。
3	<b>完納証明書</b> (前橋市税のみ・夫婦それぞれのもの)	・交付窓口〔市役所2階33番税証明窓口、支所、市民サービスセンター、証明交付コーナー、前橋プラザ元気21〕で取得できます(有料)。 (保健センターに隣接する「第二コミュニティセンター(第二証明交付コーナー)」でも取得できます。)  【留意事項】 ・前橋市税において、未納がないことを証明するものです。 市外の方も前橋市税の未納が無いことを確認するため、必要になります。 ・申請の2か月以内に発行したもののみ有効です <b>納税・完納証明に関する問合せ先 前橋市収納課 027-898-6226</b>
4	不育症治療費の領収書と診療明細書の ①原本と②コピー	・申請受付時に領収書・診療明細書の①原本と②コピーの <b>2点を提出</b> してください。2点を照合した後、①原本をお返しします。  【留意事項】 ・領収書・診療明細書の一方又は両方を廃棄・紛失したものは、助成できません。 ・コピーの方法：A4用紙に領収書と診療明細書を対に並べて、日付順にしてください。 縮小はA5サイズまで(A4→A5可。原本がA5以下の場合縮小不可。) (注意)上記以下に縮小したもの、汚損しているもの、金額・点数・治療内容等が明瞭ではないものは、不可  ※税の医療費控除を受けない方など、領収書・診療明細書の①原本を提出しても問題の無い方は、②コピーは不要です。 ただし、 <b>受付後の書類は一切返却できません</b> ので、ご注意ください。
5	申請者の口座情報が分かるもののコピー	振込先口座の通帳(表紙裏)等

### (2) 場合により必須

6	戸籍謄本	①単身赴任等で夫婦の一方が市外に住所を有する場合 ②夫婦ともに市内に居住しているが住所や世帯が異なる場合 ③事実婚の場合 ※戸籍謄本で婚姻関係(事実婚の場合は独身であること)の確認をします。外国人で、住民基本台帳上の続柄上において婚姻の確認ができない人については婚姻証明書(日本語訳要。訳者名明記)が、事実婚の人は独身を証明する書類等が必要です。場合により必要書類が異なりますので、詳細はお電話又は来庁いただきご確認ください。
7	住民票	①単身赴任等で夫婦の一方が市外に住所を有する場合等 ②転出者
8	事実婚に関する申立書 (様式第4号)	事実婚の場合